

都道府県、政令指定都市の審議会等の委員についての法令に基づく 職務指定の状況について

1 調査概要

(1) 対象 都道府県及び政令指定都市

(2) 調査時期 平成17年11月

(3) 調査事項

都道府県及び政令指定都市が女性の登用の目標設定の対象としている審議会等¹のうち、国の法令に設置根拠を持つ審議会等²について次の～までを調査。

名称、定員、うち女性数、調査時点、
法令による職務指定が審議会等への女性の登用を推進していくに当たり、妨げになっている具体的な事例や困っている点、
審議会等の職務指定に関連する独自の取組や意見、提言等。

2 結果概要

(1) 女性の登用の目標設定の対象審議会等のうち、法令に設置根拠を持つ審議会等

97種類

うち、法令による職務指定がある審議会等³ 27種類

法令による団体推薦がある審議会等⁴ 9種類

(2) 女性の登用状況

()内は種類数	委員数計 (A)	女性人数計 (B)	平均女性登用率 (B)/(A)*100	審議会数 (休止中の審議会は除く) (C)	30%未満の審議会数 (D)	30%未満の審議会割合 (D)/(C)*100
調査対象審議会全体 (97)	46,494	12,515	26.9%	1,883	847	44.3%
職務指定の審議会 (27)	16,901	3,533	20.9%	773	433	56.0%
団体推薦の審議会 (9)	2,504	709	28.3%	154	73	47.4%
職務指定のない審議会 (団体推薦含む) (70)	29,593	8,982	30.4%	1,139	414	36.3%

¹女性の登用の目標設定の対象としている審議会の範囲は地方公共団体によって異なる。

²法令に審議会等を置く旨の規定があるもの。例えば、「学識経験者の意見を聞かなければならない」といった規定を根拠に設置している審議会等は除く。

³根拠法令等の委員資格又は委員の構成に関する規定に次のような定めがあるもの。

(ア) 職名が定められている審議会等

(イ) 関係機関若しくは地方公共団体の長と定められている審議会等

(ウ) 地方議会の議員と定められている審議会等

(エ) 根拠法令等の委員資格又は構成に関する規定に、関係行政機関又は関係地方公共団体等の職員と定められている審議会等

⁴根拠法令等の委員資格又は構成に関する規定に次のような定めがあるもの。

(ア) 「……(団体等)の会長の推薦する者」

(イ) 「……(団体、業界等)を代表する者」

(参考) 女性登用率が10%未満の審議会等(報告した自治体が1か所のみのものは除く)

法令による職務指定の審議会等	法令による団体推薦の審議会	事実上職務指定に近い審議会
・ 監査委員 ・ 都道府県交通安全対策会議 ・ 都道府県国民保護協議会 ・ 石油コンビナート防災本部 ・ 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 ・ 都道府県防災会議 ・ 市場取引委員会	・ 海区漁業調整委員会	・ 土地区画整理審議会 ・ 市町村防災会議

(3) 都道府県・政令指定都市からの意見等(まとめ)

法令による職務指定について

(ア) 具体的な事例や困っている点

[全般]

- ・ 委員定数の多い審議会等で職務指定委員が多いと、当該自治体全体の女性登用率が引き下げられてしまう。
- ・ 自治体の裁量で委員を選定できない。

[法令による職務指定をしている審議会等で特に名前のあがったもの]

- ・ 都道府県交通安全対策会議
- ・ 都道府県防災会議
- ・ 石油コンビナート等防災本部
- ・ 都道府県国民保護協議会
- ・ 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会
- ・ 水防協議会
- ・ 都市計画審議会
- ・ 医療審議会

[女性人材の不足]

- ・ 専門的な分野(医療、法律、自然科学・土木関係等の技術分野、都市計画、建築分野)について女性人材の確保が難しい。
- ・ 機関・団体・施設の長は男性が就任していることが多いため、女性の登用が難しい。
- ・ 女性委員の多くが複数の審議会等の委員を兼任しているため、女性委員にとっても負担であり、審議会等の公正な運営にも支障をきたすおそれがある。

[再任・兼任]

- ・ 再任の委員が多い。
- ・ 代表者という規定により、複数の審議会等に同じ委員が重複して就任することがあり、会議の円滑な開催に支障をきたす場合もある。
- ・ 職務指定をしている審議会でも実際は代理出席となっているケースが多い。

(イ) 提言、要望等

[全般]

- ・職務指定制度の見直し、委員資格要件の緩和をお願いする。
- ・地方自治の観点から言っても、地方の裁量で委員を決められるように見直しをお願いしたい。
- ・自治体の条例等で専門性を確保しつつも、地域の特性等を考慮して構成員を選択できる幅をより広くし、柔軟な委員選択が行えるようになることを強く望む。
- ・本来の審議会等の目的を逸脱しない範囲で、委員選任における裁量が広がっていくことは、男女共同参画社会づくりに寄与するばかりでなく、活発で多様性を持ちうる審議会等の実現にもつながり、審議会がさらに充実していくことにもなる。
- ・特に新規設置される審議会について、何らかの措置を講じてほしい。

[特に女性の登用促進の必要性について言及のあった分野]

- ・防災分野の審議会は職務指定が多く女性の登用に苦慮しているが、防災災害復興の分野における男女共同参画の推進が示されており、災害時における様々な場面での女性の視点の導入は必要である。
- ・交通安全の分野でも女性が地道に活動していることから、女性が参画できるように職務指定を見直す必要がある。活動している女性が政策・方針決定過程に参画できるよう、様々な分野における審議会等の職務指定のあり方を根本的に見直してほしい。

[職務指定の見直し等に関する提言]

- ・規定の緩和案
「関係機関等からの推薦」「市町村長又は市町村長の指定する者」「団体に属する者」「団体の長若しくは団体の長が指名する者」等
- ・クォータ制の導入等を盛り込む
- ・国民保護協議会と防災会議は同規模で大部分の委員が重複しているため、防災会議において国民保護協議会の機能を代行することも可能とするなどの工夫があると委員選任事務の面からも良いのではないかと。
- ・自治体間の情報を、国を窓口としてネットワーク化し、一括提供してはどうか。もしくは国の女性人材情報を自治体でも取得しやすいようなシステムの構築をお願いしたい。

(参考) 実際の規定に見られる緩やかな表現等

- ・〇〇に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者
- ・学識経験のある者
- ・医療に関する事業に従事する者（← 医師、〇〇事業団体の長）
- ・学校教育及び社会教育の関係者（← 教員、校長等）
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者（cf. 〇〇団体の長）
- ・学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者（← 教授）
- ・都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

関連する事例について

(ア) 法令による職務指定はないが、女性の登用が事実上困難な例

・ 地方港湾審議会

国の通知で職務指定がなされている。

・ 市町村防災会議

都道府県防災会議に準じた組織という規定から実質的に職務指定となっている。

・ 土地区画整理審議会

委員の資格となる土地の所有者や借地権者に女性が圧倒的に少なく、登用に苦慮。

(イ) 自主的に職務指定をしている例

- ・ 国や県における規定に倣い、市町村条例で自主的に職務指定している場合や、団体推薦の規定であっても慣例的に団体の長が委員となるものも多い。

地方自治体の取組について

(ア) 具体的な事例

- ・ 基準等を設ける
 - ・ 男女いずれか一方の委員数が総数の 10 分の 4 未満とならないこと。
 - ・ 兼職は 3 機関まで
 - ・ 各部局において選任計画・目標値等を策定して進行管理する
- ・ 事前協議を実施する。
- ・ 女性委員選任促進責任者を定めている。
- ・ 推薦母体の団体に女性の積極的な登用を依頼する。
- ・ 委員総数の削減を図る。
- ・ 審議会等の女性登用の決裁は職員課をとおして知事が行う。
- ・ 条例、要綱等に設置根拠を持つ審議会等については、女性委員の登用推進を阻害するような職務指定があれば当該条項の改正を所管課に依頼。

(イ) 自治体内担当部署の理解の促進のための提言

- ・ 自治体あてに女性の参加を促進する旨の通知を徹底してほしい。
- ・ 審議会等を所管する各省庁から、都道府県の各担当部局に対し、積極的に女性登用を図るよう働きかける「縦」の取組を講じてほしい。